

# 車体利用広告物ガイドライン

## 景観への対応

- 1 走行する路線全ての景観と調和したデザインとする。
  - ・街なみや景観を「地」、車体利用広告物（車体）を「図」と考える
- 2 車体の形状及び色彩と調和したデザインとする。
  - ・バス事業者の識別のための色彩（C.I.カラー / 車体前面）との調和を考える
- 3 デザインはイメージを主体としたものとし、複雑な告知内容を避ける。
- 4 彩度10以上の高彩度色及び明度3以下の暗い色調を地色又は広範囲に使用しない。
  - ・高彩度色同士の組み合わせ、補色使い及び多色使いを避ける
- 5 定期路線バスは、営業所ごとの保有車両の概ね30%以内とする。

## 識別性の確保

- 1 車体利用広告物を表示した車体は、色の具合で視認しにくい場合があるので、利用するバス会社が容易に識別できるよう努める。
- 2 法令等に基づく表示が容易・明確に識別できるよう配慮する。
  - ・車いすステッカーや行先表示等を明確に表示する

## 交通安全の確保

- 1 公衆に対し危害をおよぼす恐れのあるものは使用しない。
  - ・腐食、破損、脱落、はがれ等の恐れのあるもの
  - ・公序良俗を害するもの
- 2 交通情報等と混同する恐れのあるものは使用しない。
  - ・信号機又は道路標識等の効果を妨げるもの
  - ・緊急車両等と類似したもの
- 3 運転者の注意を著しく阻害する恐れのあるものは使用しない。
  - ・後部の色がテールランプと紛らわしいもの
  - ・4コマ漫画等ストーリー性のあるもの
  - ・文字表記が多く読ませるもの
  - ・絵柄や文字が過密しているもの
  - ・同一規格内容を過剰に複数、表示したもの
  - ・窓より上部に図柄や文字を表示するもの

4 運転者を幻惑させる恐れのあるものは使用しない。

- ・照明装置及び映像装置等を使用するもの
- ・発光、蛍光、反射等素材及び鏡等を使用するもの
- ・トリック効果等有するもの

**市民への対応**

1 青少年の健全育成に反するものは表示しない。

- ・暴力、わいせつ性を連想・想起させるもの
- ・ギャンブルを肯定等するもの
- ・青少年の人体・精神・教育に有害なもの。
- ・性を意識させるようなもの

2 人権侵害、差別、名誉毀損に当たるものは表示しない。

- ・人の人格・身体・思想等を侵害するもの
- ・人を人種、身体的特徴、年齢、教育、思想等により差別するもの
- ・人又は法人等の名誉等を毀損するもの

3 消費者保護の観点からふさわしくないものは表示しない。

- ・虚偽の内容を表示するもの
- ・法令等で認められていない業種・商法・商品を表示するもの又は肯定するもの
- ・誇大・比較広告等手法上議論があるもの
- ・責任の所在が明確でないもの

4 容易に市民の理解が得られないものは表示しない。

- ・卑猥な内容・デザインのもの
- ・風俗営業に関連するもの
- ・布教を目的とするもの
- ・政治的意見発表や論争の場となる恐れのあるもの
- ・世論が大きく分かれる業種、商品等に関するもの
- ・その他社会風紀を乱す恐れのあるもの
- ・畏怖、違和感を与える恐れのあるもの

**自主審査**

1 交通事業者は、自己責任において、次により自主審査を行う。

自主審査基準を設ける。

- ・自主審査基準には、景観との関係、広告の内容、デザイン、色、業種等について必要な基準を定める。

走行する地域の実態を把握し、路線を決定する。

- ・デザインや走行する路線等を決定するため、背景となる地域（住宅地域、商業地域、工業地域等）や施設（病院、学校、公園等）の実態把握をする。

デザインの専門家が参加した自主審査委員会等の組織を設置し、景観の実態把握を基に自主審査基準によりデザインの審査を行う。

- ・デザインの専門家とは大学教授等学識経験者とする。
- ・デザイン審査担当者（審査委員）は、広告主及び広告代理店（広告制作会社）等で広告の制作に関与していないこと。

「車体利用広告物自主審査報告書」（以下「報告書」という。）を作成し、広告主等及び許可申請者に通知する。

- ・許可申請の際に、デザイン審査の経緯が明記された報告書を必ず提出すること

- 2 広告主は、自己責任において、本ガイドラインを遵守し、広告代理店（広告制作会社）に依頼する。
- 3 広告主及び広告代理店（広告制作会社）は、交通事業者が設置する自主審査基準に従い、自主審査委員会等の審査を受ける。
- 4 広告代理店（広告制作会社）は、自己責任において、交通事業者による自主審査結果を踏まえ、本ガイドラインを遵守して節度ある広告物を作成する。
- 5 車体利用広告物を表示しようとする者は、許可申請時に、交通事業者が行う自主審査の結果（「報告書」）を市長に提出する。
  - ・「報告書」には、交通事業者が設置した自主審査基準、自主審査委員会の名簿を添付すること

## その他

- 1 交通事業者は、車体利用広告物について、利用者の意識調査を定期的に行うとともに、市政モニター等市民の意見を厳粛に受けとめ、公共交通機関としての責務を果たすこと。